

平成24年7月24日  
厚生労働省年金局

## 厚生年金基金と国の記録突合せにおける審査依頼未終了のおそれのある基金への対応等

### 1 これまでの経緯等

#### (1) 審査依頼未終了となるおそれのある基金について

- 厚生年金基金又は企業年金連合会（以下「基金等」という。）と国の記録の突合せ作業については、国から被保険者記録を提供し、「全基金」において記録の突合せを実施することとなっており、これまで、厚生労働省年金局は基金等に対して平成24年3月末を提出期限として一次審査依頼の提出を求めてきた（平成23年11月18日付企業年金国民年金基金課長通知）。
- これを受け、多くの基金等においては可能な限り突合せ作業に努めており、すでに突合せが完了した件数は全体の「約93%」に達している。
- 一方、個々の基金ごとの作業状況を見ると、昨年11月時点における基金への聴取（約9割の基金から回答あり）の結果によれば、一次審査依頼に係る突合せ作業が平成24年度にずれ込むとしている基金が一部にあった。このため、平成24年度中に日本年金機構における第一次審査を終えられるよう、平成24年3月23日付で大臣通知の改正及び日本年金機構の記録問題工程表の「改定」を行い、基金等からの一次審査依頼の提出期限を平成24年10月末までとした。
- 大臣通知の改正等を受けて、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課から基金等に対して平成24年6月18日付で通知（以下「基金等への指導通知」という。）を発出。基金等における突合せ作業の迅速化を図る観点から、基金等から日本年金機構への一次審査依頼の提出期限を24年10月末までとすることを明示するとともに、厚生労働省として、対象となる突合せ可能な基金記録全てに関し、期限（平成24年度末）までに日本年金機構において一次審査が終えられるよう厚生年金保険法第178条及び第179条に基づく報告徴収、監督を行うこととした。

## (2) 死亡者の記録について

- 基金突合せは、生存の基金受給者、基金加入者の記録を対象として実施しており、死亡者については、基金等において代行部分にかかる遺族給付が無いことや、基金等において死亡者の過去の記録が必ずしも保存されていない状況にあること等から、当初より確認作業の「対象外」としている。
  
- しかし、国が支給する遺族厚生年金受給者については、死亡した配偶者の基金加入記録の部分を、「基金突合せ」により確認することで、遺族厚生年金が増額される場合等があり得ることから、基金突合せの現状も踏まえつつ、今後、こうした遺族年金受給者のうち希望する方を対象に基金突合せを行うなど、新たな対応を検討していくこととした。

(注) ただし、遺族年金受給者に係る記録確認作業の実施については、上記(1)のとおり「生存者」に係る基金突合せに係る基金側の作業が遅れている中で、生存者と同様の方法による全件突合せを実施することは困難。

## 2 今後の対応等

### (1) 審査依頼未終了となるおそれのある基金について

厚生労働省の地方支分部局である各地方厚生局（厚生年金保険法に基づき、基金に対する指導監督業務を実施する機関）は、基金等への指導通知に基づき、最終的に、対象となる突合せ可能な「基金記録全て」に関し、期限（平成24年度末）までに日本年金機構において一次審査が完了されるよう下記スケジュールにより基金への指導等を実施する。

※ 厚生労働省年金局においても、必要に応じ、「個別の基金」への指導等を強力に進めるなど最大限努力。

※ 本年3月末時点での作業状況について、全基金を対象に文書回答を指示しており、7月末～8月中に状況整理の予定

○ 平成 24 年 7 月～10 月

- ・ 地方厚生局は、日本年金機構への一次調査依頼を期限内に終了することが困難であると申立した基金に対し、作業状況や困難な理由等を確認の上、速やかに一次調査依頼が完了するよう指導を行い、その結果を年金局宛に報告する。
- ・ このうち特段の理由が無く作業が遅延していると認められる基金に対しては、厚生年金保険法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 12 月中に作業が完了するよう必要な措置を講じるよう命じるとともに、当該基金において「作業計画書」を作成・提出するよう指示。

○ 平成 24 年 11 月～12 月

- ・ 地方厚生局は基金に対し、作業計画書により突合せ作業が完了するよう状況把握と必要な指導監督を行う。

※ 期限までに全基金が一次調査依頼を終了するよう最大限の対応を行っていくこととしているが、仮に、上記の指導・監督を経ても一次調査依頼を終了しなかった基金があった場合には、当該基金名を公表した上で、その基金の記録については、25 年 1 月から開始予定の「気になる年金記録の確認キャンペーン」の一環として、基金加入者からの申出を受けて個別に基金突合せを行う方向で対応する。

(2) 死亡者の記録について

死亡者のうち、当該者の死亡による遺族年金受給者（受給していた者を含む）がいる者を対象として、25 年 1 月から開始予定の「気になる年金記録の確認キャンペーン」の一環として、遺族からの申出を受けて個別に基金突合せを行うこととする。

※ 死亡者の基金記録と国記録の突合せを希望する遺族は、「年金事務所に申出」を行うことができるようにする。当該申出者に係る突合せについては、日本年金機構が企業年金連合会等へ基金記録の提供依頼を行い、不一致の有無を確認した上で、基金突合せと同様の手順で実施する。

(参考条文)

◇厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

（報告の徴収等）

第百七十八条 厚生労働大臣は、基金又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして基金若しくは連合会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 （略）

（基金等に対する監督）

第百七十九条 厚生労働大臣は、第百七十八条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会又はその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2～6 （略）